

罰せられます!!



ごみの不法投棄・野外焼却

■問合せ 建設整備課 ☎ 47-8003



不法投棄は重大な犯罪です!

不法投棄とは、「廃棄物をみだりに捨てること」です。
山、川、道路沿いなど、あらゆる場所で不法投棄を目にします。
不法投棄をした場合には、法律により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられ、未遂も罰せられます。
地域の環境を守るため、みんなで協力しながら違反行為を監視していくことが大切です。もし、不法投棄の現場を目撃した場合は、車のナンバーや投棄者の特徴を控えて警察または役場に連絡してください。



◆不法投棄 110 番

TEL 0776-20-0584

◆越前警察署

TEL 24-0110

◆建設整備課

☎ 47-8003

いわゆる野焼き

野外焼却は禁止されています!

ダイオキシンなどの有害物質の発生や悪臭の原因となるため、廃棄物を焼却した場合には、法律により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられ、未遂も罰せられます。家庭用の小型焼却炉による焼却も罰則の対象です。家庭で発生するゴミは決められたゴミ収集日に出しましょう!

次の場合は、例外として野外焼却が認められていますが、生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、改善命令や行政指導の対象となりますので、ご注意下さい。

- 自然災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火など日常生活を営む上で通常行われる軽微な廃棄物の焼却
- その他、公的機関がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

